

地域福祉部会報告書等についての意見一覧

No.	意見（要旨）	区の回答
1	高齢者虐待防止の啓発、広報について 虐待という言葉が誤解してしまうことがあるので、具体的な例をアニメやイラスト等で広報してはどうか。	【福祉推進課】 区では、高齢者虐待防止のためのリーフレットを作成する等、普及啓発活動に努めている。今後の広報活動においては、幅広い年代の方に正しく理解していただけるよう、より視覚的にわかりやすい工夫を重ねてまいりたい。
2	アウトリーチチームについて 「すこやか福祉センター」のアウトリーチチームの存在を区民に広く認識してもらうよう取組むべきではないか。 また、アウトリーチ担当職員の活動に個人差があるので、地域のイベント等に積極的に参加して顔を覚えてもらうことで、より多くの地域情報やニーズが把握できると思う。	【地域包括ケア推進課（すこやか福祉センター）】 現在は地域団体等との連携を積極的に進めており、今後は一歩進めて、区民の皆様にアウトリーチチームの存在や役割を認識していただける取組について検討してまいりたい。
3	人間の尊厳の尊重とウェルビーイングの向上について - 多様な課題を抱えた人への支援の取り組みには、それぞれの支援体制の強みを生かした連携を構築することが求められる。その際には、「生命を尊重する人間主義」の考え方にに基づき、一人ひとりの生命と生活を大切にすること、人間の尊厳を守ることを施策の基本理念として位置づけるべきである。 - 支援を必要とする人を単なる支援の対象として捉えるのではなく、一人ひとりの意思や価値観、生活の質（ウェルビーイング）を尊重し、自分らしく地域で暮らし続けられるよう支援することが重要である。 - さらに、行政、関係機関、地域、企業などが共通理念のもとで連携することで、制度の狭間にある人や複合的な課題を抱える人の孤立を防ぎ、地域共生社会の実現につながる。 - 今後の健康福祉施策については、人間の尊厳の尊重とウェルビーイングの向上の視点で設定・実施・評価に反映してほしい。	【福祉推進課】 地域共生社会の実現に向けては、誰もが地域の中で安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、一人ひとりの尊厳や権利、意思が尊重される地域づくりが重要と考えている。 まずは人間の尊厳が守られることを地域共生社会の基盤として、ウェルビーイングの向上や、一人ひとりが望む生活の質（QOL）の実現につながる取組を推進していく。 今後の福祉施策の評価のあり方については、ご意見も踏まえ、さらに検討してまいりたい。

No.	意見（要旨）	区の回答
4	支援が必要な人を地域全体で支える仕組みづくりについて ・支援が必要な人の早期発見や見守りのため、金融機関、商店街、民生委員、消費生活センター等との連携は必要だが、担い手を一部の関係者に限定せず、地域全体で支える仕組みにすべきである。 ・認知症を地域全体で見守り、必要な支援につなげる環境づくりのため、「認知症サポーター養成講座」の対象を地域住民、PTA、学生、企業、町会・自治会、集合住宅管理組合等の幅広い区民が参加しやすい内容や開催方法に工夫をしたらどうか。 具体的には、①講座の短時間化、②オンライン開催の推進、③地域のイベントや学校・企業との連携、④若者をターゲットとするSNSの積極的な活用により、認知症への理解を深める区民の裾野を広げてほしい。	【地域活動推進課】見守りについて 支援を必要とする方の早期発見や見守りにおいては、関係機関の連携が重要であると考えている。区では、金融機関、郵便局などの地域民間事業者との連携に加え、民生委員及び町会・自治会へ要支援者に関する見守り名簿を提供し、地域ぐるみで見守りを行っているところである。今後も、関係機関及び地域団体との連携のもと、見守り活動を実施していく。 【地域包括ケア推進課】認知症について 認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症への正しい理解を持つ区民を増やし、地域全体で見守り支えあう環境作りが重要であると認識している。講座内容や開催方法については、年齢や就労状況などにかかわらず参加しやすいものとなるよう、オンライン開催の活用や企業等との連携、SNSを活用した効果的な周知などについて検討していく。
5	成年後見制度を必要とする人がより利用しやすくなる申立手続きの簡素化の検討について 成年後見制度等の利用を必要とする人や家族にとって、申立手続は複雑で時間的・心理的負担が大きいいため、申立手続の負担が、その利用の妨げとならないよう、利用者の視点に立った手続とて簡素化と支援体制の充実により、制度を利用しやすくすべきである。 具体的な要望は以下のとおり。 ①必要な書類や手続きの見直し等、申立に必要な負担を可能な限り軽減する。 ②申立書類の作成支援として、記入例やチェックリストをわかりやすく提供する。 ③オンラインでの事前相談や申請手続の活用により、来訪する機会を軽減する。 ④利用者の視点に立ち、本人や家族だけでなく、携わる関係者が円滑に申立支援を行える体制を整備する。	【福祉推進課】 わかりやすい資料やチェックリスト等の作成、オンライン相談、関係者との連携など、申立をされる方の負担軽減にかかる支援について、引き続き検討してまいりたい。

No.	意見（要旨）	区の回答
6	地域連携ネットワーク等に当該地域区民も参加してもらうため、その心理的ハードルを下げるための具体的な方策の検討について 地域連携ネットワークや地域全体の支援体制への区民参加を促進するため、参加への心理的ハードルを下げる具体的な検討は十分でない。 具体例は以下のとおり。 ①単発・短時間（1回数十分から半日程度）で完結し、継続や強制に関する反発や躊躇を生じさせない参加メニューの構築や動機付け（例：見守り訪問への同行1回のみ、地域行事の当日運営補助のみ等々） ②参加後に「役に立った」という実感を本人にフィードバックする簡易な仕組み（活動後の一言SNS、お礼の可視化（ナカペイ提供）など） ③参加のきっかけを「福祉」という文脈からあえて切り離し、趣味・特技・興味・関心を起点とした関わり方から自然に福祉的活動へつながる導線的设计	【福祉推進課】地域連携ネットワーク 判断能力が低下し生活に困難を抱えて孤立している人の発見や、ゆるやかな見守りなど、権利擁護支援において地域のネットワークは大変重要である。ご提案いただいた具体策などを参考に区民参加を促す取り組みを検討してまいりたい。 【地域活動推進課】公益活動の担い手づくり 区民のつながりが広がる地域活動を行う区民団体への支援を進めているところであり、区民がより参加しやすい活動が展開されるよう、取り組みを検討してまいりたい。
7	支援ネットワークが構築されている関係者間の情報等を横断的に集約・還元する仕組みの整備について 各場面・地域で構築されている支援ネットワークが保有する有益な情報や困りごとを横断的に集約し、検討・対応した上で区民や支援者へ還元する仕組みが必要である。 具体例は以下のとおり。 ①操作が簡易で、必要な関連支援情報に迷わずたどり着ける、区民・支援者双方向のポータルサイト的な仕組みの検討 ②情報の一元化・横断的収集・検討・フィードバックという一連のサイクルを、既存の相談支援ネットワーク等の枠組みと並走させつつ、どう接続させるかの検討	【福祉推進課】 各支援団体等が保有する有益な情報、課題及びその検討状況等の共有は、区、関係機関、支援団体、区民が共に共生社会を作っていくために大変有益なことである。その具体的な方法について、今後ご提案のポータルサイト創設も含めて検討してまいりたい。 【地域包括ケア推進課】 ご提案のポータルサイト等の情報発信・共有の仕組みは、既存のネットワークや会議体との接続も含め、その必要性や実現可能性を踏まえながら今後の検討の参考とさせていただきたい。

No.	意見（要旨）	区の回答
8	支援者自身の自己理解を進めるための取組について 支援者が相手の気持ちを理解するためには、まず自分自身の感情や価値観、経験に基づく解釈の傾向を理解することが重要であり、その自己理解を土台として、真に相手を理解する支援につながることから、以下の取組を提案する。 ①意思決定支援研修等に「相手を理解する前に、まず自分自身を理解する」という段階を意識的に組み込む。 ②支援者自身の価値観・解釈の傾向を自覚するためのワークを目的とした研修等の実施 ③土台となる自己理解を、精神論や心構えの提示ではなく、再現可能な研修プログラムとして整備する。	【福祉推進課】 「自己理解」について、支援者の研修等で実施できるか検討をしてみたい。 【地域包括ケア推進課】 支援者が本人の意思や思いを適切に理解するためには、支援者自身が自らの価値観や解釈の傾向を理解することが重要であるとのこと指摘は、意思決定支援の質の向上に資する重要な視点であると考え。 アウトリーチチーム及びコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の機能強化・推進に関する今後の検討において、求められる役割や業務との関連性、必要性も踏まえながら検討して自己理解の視点を取り入れることができるか検討してみたい。
9	民法改正・社会福祉法改正後の支援者の法的権限や責任についての検討について 民法改正・社会福祉法改正後、成年後見制度の枠組みによる支援が終了した後も支援が必要な人に対し、支援者がどのような法的権限に基づき判断を行い、どのような法的効果や責任を負うのが十分整理されていない。代理権の有無や範囲、責任の所在など、支援主体の法的立場を意識して制度終了後の支援の在り方を検討すべきである。	【福祉推進課】 現時点では、成年後見制度の利用を終了した人に対する支援について、明確に示されていないが、改正法施行後、関係者が共通認識を持って支援できるよう検討していく必要があると認識している。
10	人権の尊重と権利擁護の推進について 知的障害のある人や子どもは、虐待を受けてもそれを虐待と認識できない場合があるため、どのような行為が虐待に当たるのかをやさしく学べる機会を設けるとともに、本人が声を上げやすく、相談へスムーズにつながる仕組みを整備すべきである。	【障害福祉課】 支援者側で、虐待にあたること、虐待の芽となり得ることを未然に防ぐことができるよう、障害福祉サービス提供事業者へは定期的な虐待防止研修を実施している。また、一般区民が障害者虐待について理解を深める研修も実施しているが、特別に知的障害のある方などの参加を想定しているものではないため、今後は参加者層の幅を広げるなど対応を検討する。

No.	意見（要旨）	区の回答
11	障害の理解促進について 障害理解を子どもの頃から自然に深められるよう、理解啓発パンフレットの配布や小・中学校への出前講座を今後も継続・充実すべきである。また、知的・発達障害の理解啓発の疑似体験「キャラバン隊」活動について、学校や行政職員研修等でも活用を図るべきである。	【障害福祉課】 引き続き、パンフレットの配布及び小・中学校等への出前講座を行う予定である。障害の理解促進・周知啓発事業の実施を検討する際には、有効的かつ様々な方が広く参加できる取組を検討していく。
12	暮らしやすい生活環境の整備について 中野駅周辺の再開発に伴うバリアフリー化に期待する一方、鉄道やバスの利便性が低く、社会とのつながりを保つための移動手段が不足している地域もある。今後の高齢化の進展を見据え、コミュニティバスなど、誰もが地域で暮らし続けるための「足の確保」を進めるべきである。	【都市計画課】 区の公共交通は比較的充実しており、区民意識実態調査の「交通の便の満足度」では90%以上を推移している。一方、大和町・若宮地域では道路が拡幅されるまで、路線バスが運行できない状況のため、その間コミュニティ交通の運行で対応しているところである。
13	災害時にも支え合える地域づくりについて 令和8年熊本地震では、倒壊家屋から近隣住民が協力して救助する事例があり、災害時には地域住民同士の助け合いが重要である。避難行動要支援者への避難支援を円滑に行うため、平常時から声を掛け合い、助け合える地域の関係づくりを進めるべきである。	【地域活動推進課】 部会において、日頃から地域住民や関係機関が連携し、個人情報適切な共有を含めた包括的支援体制を構築していることが重要であること、こうした平時のつながりが災害の基盤となり、避難行動要支援者の避難支援をはじめ、救助や避難誘導、避難後の生活支援等の円滑な対応につながることを確認してきたことから、その考え方を部会報告書に反映した。
14	区民の交流の場や機会の充実について 障害の有無に関わらず区民が交流できるサロンやイベント等があることは望ましいが、双方が構えてしまい自然な交流が難しい面もある。	【障害福祉課】 障害者との交流機会として、障害の理解促進・ふれあい交流事業、障害理解促進ワークショップ等を行っている。引き続き、障害の有無に関わらず相互に交流できるよう、様々な方が参加しやすいような取組内容を検討していく。
15	障害者の就労支援について 障害者の就労支援について、通勤距離や通勤時間が長いことにより就労を諦める場合があるため、区内中小企業に対して障害のある人との就労について働きかけを行い、身近な地域で働ける雇用先を拡大すべきである。	【障害福祉課】 障害者の一般就労を促進するためには、区内中小企業を中心に民間企業への働きかけが重要であると認識している。障害者雇用に関する理解に加え、採用や就労定着に向けた支援の取組みについて検討していく。

No.	意見（要旨）	区の回答
16	中野区コミュニティ交通導入ガイドラインについて 中野区コミュニティ交通導入ガイドラインでは、 条件1 鉄道や路線バスのネットワークの構築が特に難しい地域が対象 条件2 地域住民が地域組織を立ち上げ、主体的に活動を行うとある。 また、同じ思いを持つ仲間を集い、5人以上の地域組織を作る、等々の準備も必要である。 今の時代ではこうした要件で、行政が地域や住民に委ねるのは、ハードルが高すぎる。	【都市計画課】 近年、バス利用者の減少や運転士不足等によりバスの減便や改廃が散見され、現在のバス路線を維持していくことが難しくなりつつある。 そのため、区は、現在のバス路線を維持する施策を第一に取り組んでいる。その中で万が一、バス路線が廃止され、公共交通ネットワークの構築が難しい地域が拡大した場合を想定し、これに対応できる体制（コミュニティ交通導入ガイドライン）を令和7年度に整えたところである。 今後も引き続き、区の公共交通需要等を把握し、各地域のコミュニティ交通に関し、必要に応じて検討していく。